

## 子育てひろば -こいのぼりを作ってあそぼう！-

4月の子育てひろばは「こいのぼりを作ってあそぼう！」です。子どもの日にちなんで、こいのぼりをみんなで作りましょう！

また、育児や学びなどお子さんについてのちょっとした悩みの相談がある方も、ぜひこの機会にご参加ください。

- ◆とき **4月26日(月)** 10:00~11:30
- ◆ところ 公民館4階 大会議室
- ◆講師 子育て支援センター保育士
- ◆対象 就学前の幼児と保護者
- ◆定員 20名(要申込み) ◆参加料 無料
- ◆申込み 4月23日(金)までに



社会教育課 TEL54-2121 (内線387) または、  
子育て支援センター TEL54-2450 へお申し込みください。

※事業の様子を写真撮影し、広報物に掲載させていただくことがありますのでご了承ください。

## 令和4年度以降の成人式の対象者について

### ◇成人年齢が引き下げられます

平成30年6月に民法の一部改正により、令和4年4月1日から、民法の定める成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることとなりました。それに伴い、成人の門出を祝う成人式について、主催者である砂川市及び砂川市教育委員会で協議・検討いたしました。

### ◇対象年齢について

- 20歳(その年度に20歳になる方) ※これまでと同じ

### ◇実施予定日・対象者生年月日(民法一部改正後)

- 令和5年1月8日(日)
- 平成14年4月2日~平成15年4月1日に生まれた方

### ◇会場

- 地域交流センターゆう

### ◇名称について

- 名称について令和5年1月の成人式から変更予定。
- 変更後の名称について現在は検討中。

### ◇対象年齢を20歳とした理由

- 民法一部改正後も飲酒喫煙ができる年齢は20歳のままのため。
- 18歳を対象年齢とした場合、受験や就職活動の時期と重なってしまうため。
- 社会教育委員や世話人会から20歳を対象とすべきという意見が多かったため。